

きらら医療福祉アカデミー  
介護福祉士実務者研修 通信課程

## 学 則



株式会社 きららホールディングス



# きらら医療福祉アカデミー 介護福祉士実務者研修（通信）学則

## （事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 株式会社きららホールディングス きらら医療福祉アカデミー（以下「当社」という）

所在地 秋田県秋田市大町二丁目 5-1

2 面接授業（スクーリング）は、当社にて実施する。

## （目的）

第2条 要介護者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、当社が実施する介護福祉士実務者研修を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって高齢の方が尊厳と自立に満ちた生活を安心して送れる介護サービスを提供すること、地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

## （実施課程）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を実施する。

介護福祉士実務者研修（通信課程）

## （研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称（以下、本研修という）は次のとおりとする。

きらら医療福祉アカデミー 介護福祉士実務者研修（通信課程）

## （スクーリングの会場）

第5条 面接授業会場は、次のとおりとする。

株式会社きららホールディングス きらら医療福祉アカデミー

〒010-0921 秋田県秋田市大町二丁目 5-1

開講予定については、案内書・ホームページで公表する。

## （研修期間）

第6条 研修期間は6ヶ月以上とし、12ヶ月まで受講を延長することができる。

ただし介護職員初任者研修修了者・訪問介護員研修2級課程修了者・訪問介護員研修1級課程修了者・介護職員基礎研修修了者については第8条を参照とする。

## （在籍年限）

第7条 在籍年限は6か月とする。但し、6か月で全科目を受講できなかった場合は、在籍期間を最高1年延長して学習することができる。

## （養成課程、修了年限及び定員等）

第8条 【通信課程】

課程	受講期間	受講定員	学級	総定員
実務者研修	6か月	最大 20 名	2 学級	40 名

介護職員初任者研修修了者 3ヶ月、4ヶ月

訪問介護員研修2級課程修了者 3ヶ月、4ヶ月

訪問介護員研修1級課程修了者 2ヶ月

介護職員基礎研修修了者 1ヶ月

(教育課程及び授業時間数)

第9条 教育課程及び授業時間数は、下表のとおりとする。

科目	無資格者		訪問介護員研修 2級修了者		介護職員初任者研修 修了者		介護職員基礎研修 修了者		訪問介護員研修 1級修了者	
	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信
人間の尊厳と自己実現		5								
社会の理解Ⅰ		5								
社会の理解Ⅱ		30		30		30				
介護の基本Ⅰ		10								
介護の基本Ⅱ		20				20				
コミュニケーション技術		20		20		20				
生活支援技術Ⅰ		20								
生活支援技術Ⅱ		30								
介護過程Ⅰ		20								
介護過程Ⅱ		25		25		25				
介護過程Ⅲ(スクリーニング)	45		45		45				45	
こころとからだのしくみⅠ		20								
こころとからだのしくみⅡ		60		60		60				
発達と老化の理解Ⅰ		10		10		10				
発達と老化の理解Ⅱ		20		20		20				
認知症の理解Ⅰ		10		10						
認知症の理解Ⅱ		20		20		20				
障害の理解Ⅰ		10		10						
障害の理解Ⅱ		20		20		20				
医療的ケア		50		50		50		50		50
医療的ケア講義・演習(スクリーニング)	14		14		14		14		14	
合計	450時間		320時間		320時間		50時間		95時間	
	+ 医療的ケ		+ 医療的ケ		+ 医療的ケ		+ 医療的ケ		+ 医療的ケ	

	ア講義・ 演習								
--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------

「訪問介護員養成研修 3 級課程修了者」は無資格者と同様のカリキュラムを受講するものとする。

#### (定員及び学級数)

第 10 条 1 学級の定員は、20 名以下とする。1 年間の学級数は、2 学級とする。

#### (履修課程及び履修方法)

第 11 条 当該科目の履修認定については第 9 条に定める通信學習時間数に相当する課題の修了と、添削指導並びに面接授業時間数の出席を必要とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。)) 別表 2 に定める内容に準拠する。

#### (履修免除)

第 12 条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成 23 年 11 月 4 日社援基発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別紙 2 に定めるところにより履修を免除することができる。

#### (学年、学期及び休業日)

第 13 条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

- (1) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと、当社が認める日。
- (2) 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)
- (3) あきた竿燈まつり期間(8 月 3 日～6 日)

#### (受講時期)

第 14 条 各開催時期による。

開催について、各養成課程の開講日とする。

#### (受講資格)

第 15 条 入学資格は、当社の面接授業を受講可能な範囲の地域とし、本研修の履修課程を受講可能な者であって、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

2 通信教育の実施地域は秋田県全域とし、受講対象者は秋田県在住、面接授業への通学が可能なものとする。ただし、隣県在住者で面接授業への通学が可能な者についてはこの限りではない。

#### (受講者の選考・手続き)

第 16 条 受講選考実施規定によって選考し、決定通知を送付する。受講選考実施規定は次のとおりとする。

- (1) 受講者募集の方法として、介護関係施設・事業所、社会福祉協議会等に対する募集チラシの配布やホームページ掲載による周知を行う。
- (2) 受講志願者については、可能な限り受講を認めることとし、きらら医療福祉アカデミーの申込用紙に必要事項を記入し、署名の上申し込む。この際、「訪問介護員養成研修 1 級課程修了証明書(写)」「訪問介護員養成研修 2 級課程修了証明書(写)」「介護職員初任者研修修了証明書」「介護職員基礎研修

修了証明書（写）」も併せて添付する。但し、定員に達した場合は受付終了とする。

- (3) きらら医療福祉アカデミーは申し込み書類を確認した上、受講者の決定を行い、決定通知と共に受講料等支払いのための書類を受講者宛に送付する。
- (4) 受講者は指定の期日までに受講料を納入する。(振り込みの場合、振込手数料は、受講生負担とする。)
- (5) 前項の受講手続を完了した者について受講を許可する。

(受講者の本人確認)

第 17 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

受講申込受付または初回の講義時に公的な身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参し、担当職員が確認する。

(退学、休学及び復学)

第 18 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、当社の許可を得るものとする。

- 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、当社の許可を得るものとする。
- 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、当社の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第 19 条 学習の評価は、科目ごとに 1 回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削を行うことにより、国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。評価基準は A : 90 点以上、B : 80 点～89 点、C : 70 点～79 点、D : 70 点未満の 4 段階で評価し、C 以上の評価の受講者が修了者として認められる。

- 2 介護過程及び生活支援技術については、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して評価する。
- 3 面接授業の場合において、授業開始から 10 分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第 21 条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を 3 分の 2 以上の出席に達しない者及び医療的ケアの演習(喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法)の所定回数を満たしてない者は、履修認定しないものとする。
- 4 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- 5 本施設を修了した者には、修了証明書を交付する。
- 6 通信学習の方法は、配布された教材に沿って自己学習し、本研修 e ラーニングのシステムに示された学習課題をクリアする。

(課程修了の認定)

第 20 条 課程修了の認定については以下のとおりとする。

- ・ 受講料を全額支払っていること。
- ・ スクーリングにすべて出席する。
- ・ レポート問題にすべて合格する。(合格点は 100 点満点中 70 点以上)
- ・ 医療的ケア演習で一定の基準に達すること。
- ・ 介護過程Ⅲ・実技の評価で合格すること。

#### (補講について)

第 21 条 補講の取り扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた場合は、欠席したスクーリングについて補講を行うものとする。
- (2) 補講の申し出は事前申し出を原則とする。
- (3) 補講にかかる費用は自己負担とする。
- (4) (1) に規定する「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされる次の事由とする。
  - ① 疾病または負傷
  - ② 天災そのほかやむを得ない理由  
(水害、火災、地震、暴風雨雪、停電、暴動、交通事故等)
  - ③ 法令の定める事由によるもの
    - ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合
    - ・証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭する場合
  - ④ その他、やむを得ない事由として当社が認めるもの

2 有料にて補講を受講する場合は、1講義（1時間）3000円（税込）とする。

#### (他研修の修了認定)

第 22 条 修了認定について以下のとおりとする。

- (1) 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）等の関係通知に基づき、地域の団体等で実施されている研修であって、第 8 条に定める教育内容と同一内容の授業内容と同一内容の科目を履修した者の単位について、本人からの申請に基づき認定研修実施者から交付を受けた研修修了証を確認した結果、教育内容の一部について修了認定が可能であると判断した場合はきらら医療福祉アカデミーで履修し習得したものとみなす。
- (2) 対象となる地域研修の要件
  - ① 実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれている研修を当該科目の時間数以上行っていること。
  - ② 認定研修実施者によって研修受講者の受講状況が確実に管理されていること。
- (3) (1)、(2) を審査の要件として、「喀痰吸引等研修」「認知症実践者研修」の修了者をきらら医療福祉アカデミーで設定した料金において受け入れるものとする。

#### (修了証書等の交付)

第 23 条 修了を認定された者に対し、修了証明書を交付する。また、一部修了した科目がある者は、履修証明書を交付する。

#### (受講料)

第 24 条 本研修の受講料は、受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

（税込）（テキスト代・e ラーニング登録料 別）

1) 無資格者：142,593円（テキスト代 14,080円・e ラーニング登録料 1,650円）

- 2) 介護職員初任者研修修了者：101,852 円（テキスト代 13,870 円・e ラーニング登録料 1,650 円）
  - 3) 訪問介護員養成 2 級課程修了：101,852 円（テキスト代 13,200 円・e ラーニング登録料 1,650 円）
  - 4) 訪問介護員養成 1 級課程修了：61,112 円（テキスト代 4,400 円・e ラーニング登録料 1,650 円）
- 5.5) 介護職員基礎研修修了者：50,926 円（テキスト代 2,200 円・e ラーニング登録料 1,650 円）
- 2 現金一括払い、分割払いの支払いがある。

#### (受講料の返還)

第 25 条 既に納入された受講料については、原則として返還しない。ただし、開講日前の受講辞退については、下記規定に従い返還する。

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| 1) 受講申込締切日までの受講辞退        | 受講料の全額   |
| 2) 受講申込締切翌日から 2 日前まで受講辞退 | 受講料の半額   |
| 3) 開講前日以降の受講辞退           | 受講料の返還なし |
- 2 受講料返還の際の振込手数料は受講辞退者の負担とし、上記返還額より手数料を差し引いた額を返還する。

#### (教員組織)

第 26 条 以下の教員を置く。

- ・ 学院長 1 名
- ・ 教務に関する主任者 1 名（学院長兼務）
- ・ 介護過程Ⅲ担当教員 1 名以上
- ・ 医療的ケア担当教員 1 名以上
- ・ 事務職員 1 名

#### (使用教材)

第 27 条 使用する教材は次のとおりとする。

実務者研修テキスト 全 8 卷 第 5 版  
(株式会社 日本医療企画)

#### (賞罰)

第 28 条 受講者が次に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- (1) 受講生が学則並びに当社の定める諸規則を守らず、受講生としての本分に反する行為があったときは、注意し、改善が見込まれない場合は処分することができる。
- (2) 懲戒処分方法は指導、警告、勧告及び退学とする。  
判断基準として次に該当する者は、当社の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。
  - 1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
  - 2) 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行をさまたげる者
  - 3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
  - 4) 自力で演習内容を行うことができない者
  - 5) その他、当社が不適当とみなした者

2 受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

(修了者管理の方法)

第 29 条 修了者管理は以下のとおりとする。

- (1) 当社は、修了者について修了者名簿に記載し、データで保管する。その他、提出書類について  
は事務所内の書庫にて保管する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。  
ただし、修了証明書の再発行にかかる料金については、1 枚につき 1000 円（税込）を受講者の負  
担とする。

(公表する情報の項目)

第 30 条 研修機関が公表すべき情報についてはホームページ上で公表する

(<http://kirara-tp.co.jp/>)

(個人情報管理)

第 31 条 当該研修における個人情報について、厳正に管理を行う。

- (1) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知  
らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第 32 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当  
社がこれを定める。

(附則)

第 33 条 この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	本施設時間数	履修方法
人間の尊厳と自立（5）	時間 5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、当社が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解I（5）	5	同上
社会の理解II（30）	30	同上
介護の基本I（10）	10	同上
介護の基本II（20）	20	同上
コミュニケーション技術（20）	20	同上
生活支援技術I（20）	20	同上
生活支援技術II（30）	30	同上
介護過程I（20）	20	同上
介護過程II（25）	25	同上
こころとからだのしくみI（20）	20	同上
こころとからだのしくみII（60）	60	同上
発達と老化の理解I（10）	10	同上
発達と老化の理解II（20）	20	同上
認知症の理解I（10）	10	同上
認知症の理解II（20）	20	同上
障害の理解I（10）	10	同上
障害の理解II（20）	20	同上
医療的ケア（50） 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 14	同上 面接授業にて履修する。
介護過程III（45）	45	面接授業にて履修する。
合 計	464	

(別表2) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員初任者研修	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25		免除			免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 14						喀痰吸引等研修
介護過程Ⅲ	45					免除	
合 計	464	334	109	334	434	64	